

# 令和元年度鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会

〔日 時〕 令和2年2月7日(金)  
午前10時00分～12時00分

〔場 所〕 県庁7-総-1会議室

## 〈 会 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 県くらし保健福祉部長挨拶
- 3 会長選出
- 4 会長挨拶
- 5 議 事
  - (1) 本県の状況について
  - (2) 医療的ケア児の概念について
  - (3) 各関係機関・団体の現状及び課題について
  - (4) 意見交換
    1. 医療的ケア児の現状把握について
    2. その他
- 6 閉 会

## 医療的ケア児支援連絡協議会 委員名簿

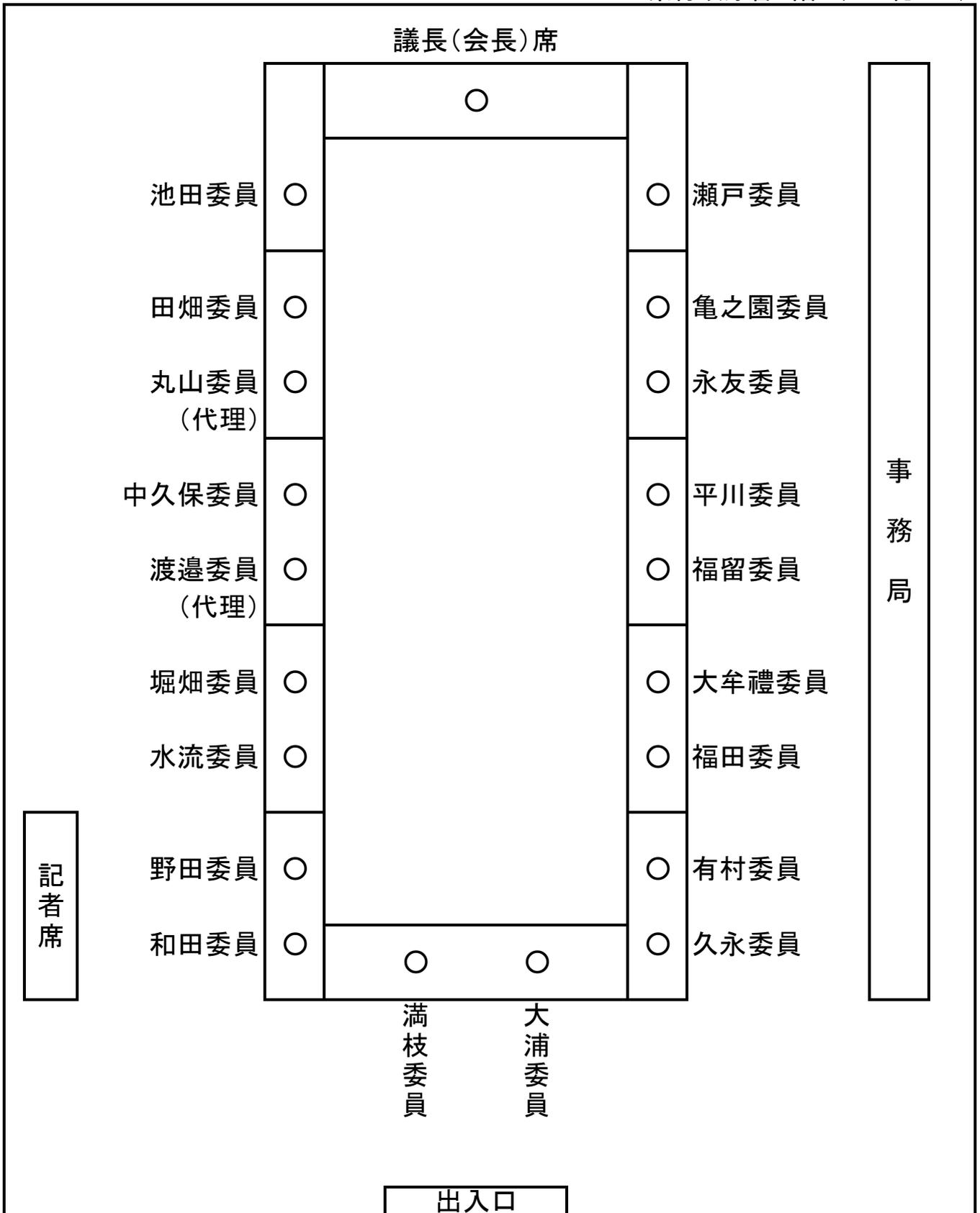
分野	番号	所属	職名	委員名	出欠
医療	①	鹿児島県医師会	会長	池田 琢哉	○
	②	鹿児島県看護協会	会長	田畑 千穂子	○
	③	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	助教	丸山 慎介 (代理:馬場 悠生)	代
	④	鹿児島市立病院看護部	副総看護師長	中久保 きみ代	○
	⑤	鹿児島小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会	代表(らららこどもクリニック)	渡邊 健二 (代理:藤山 りか)	代
	⑥	訪問看護ステーション協議会	生協訪問看護ステーションたにやま管理者	堀畑 香織	○
福祉	⑦	鹿児島県知的障害者福祉協会	児童発達支援センター歩路センター長	水流 かおる	○
	⑧	やまびこ医療福祉センター	福祉部長	野田 貴志	○
	⑨	障害児フォーラムかごしま	理事長	和田 朋子	○
	⑩	鹿児島県相談支援ネットワーク会議	副会長(オレンジ学園)	満枝 政文	○
	⑪	鹿児島大学病院	社会福祉士	大浦 飛鳥	○
	⑫	南九州病院	小児慢性疾病児童等自立支援員	久永 佳弘	○
	⑬	日置市	福祉課長	有村 弘貴	○
教育	⑭	鹿児島県特別支援学校長会	会長(鹿児島養護学校)	福田 雅紀	○
	⑮	南九州市立松ヶ浦小学校	校長	大牟禮 里美	○
	⑯	志布志市教育委員会学校教育課	参事兼指導主事兼指導係長	福留 健之	○
保育	⑰	鹿児島県私立幼稚園協会	田代幼稚園長	平川 明憲	○
	⑱	鹿児島県保育連合会	副会長(高須保育園長)	永友 良一	○
保健	⑲	鹿児島県保健所長会	鹿屋保健所長兼志布志保健所長	亀之園 明	○
	⑳	鹿児島県保健師長会	理事(南さつま市)	瀬戸 純子	○

【事務局】

所属	役職	氏名
くらし保健福祉部	部長	中山 清美
障害福祉課	課長	五反田 晃一
	課長補佐	蒲地 祥吾
	療育支援係長	舞島 正弘
	主事	角 大地
子ども家庭課	技術補佐	宮園 君子
	主幹兼母子保健係長	黒木 洋恵
	母子医療係長	古庄 由佳
	技術専門員	中村 美奈子
	主査	久保山 泰悟
子育て支援課	課長補佐	是枝 重幸
	主幹兼幼保連携係長	坂之上 洋
	主事	榊原 佳淑
義務教育課特別支援教育室	室長補佐兼特別支援教育係長	濱崎 信一
	指導主事	新條 嘉一

# 鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会座席表

県行政庁舎7階（7-総-1）



## 鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 地域において、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の支援に携わる医療、福祉、教育、保育、保健等の各分野の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会では、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有及び連携の強化に関すること
- (2) 医療的ケア児の支援に係る方策に関すること
- (3) 医療的ケア児の支援に必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 保健関係者
- (6) その他必要と認められる者

### (任 期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

### (会 議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者又はその他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 事務局は、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### (附 則)

1 この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

2 この要綱の適用当初の委員の任期は、第4条の任期にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

日公布・施行)  
**条の6第2項**  
に対し、医療的ケア児が必要な支援  
ることができるよう、保健、医療、  
分野の支援を行う機関との連絡調整  
体制整備に関する努力義務を規定

局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭  
省社会援護局障害保健福祉部長、内閣  
府本部総括官、文部科学省初等中等教  
育局長（28年6月3日）  
支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携  
を図るに当たって」7（1）  
支援の関係機関が一堂に会し、地域  
施策について継続的に意見交換や情報  
共有の場の設置、定期的な開催の依頼

**厚生労働省告示（H29年3月31日）**  
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する  
ための基本的な指針」  
平成30年度から平成32年度までの第五期障害福祉計  
画及び第一期障害児福祉計画の作成又は変更にあ  
たって即すべき事項を定め、医療的ケア児支援のた  
め関係機関の協議の場を平成30年度末までに設け  
ることを基本とした。

**鹿児島県障害福祉計画（H30年4月～R3年3月）**  
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を1か  
所設置する。

小児在宅医療推進会議（H27年2月～H31年3月）

協議の場	医療的ケア児支援
------	----------

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

ん発作時の坐薬挿入について

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時  
における気管カニューレの再挿入について（周知）  
（H30年5月11日文部科学省初等中等教育局特別  
支援教育課事務連絡）

学校における医療的ケアの今後の対応について  
（30文科初第1769号 H31年3月20日文部  
科学省初等中等教育局長）

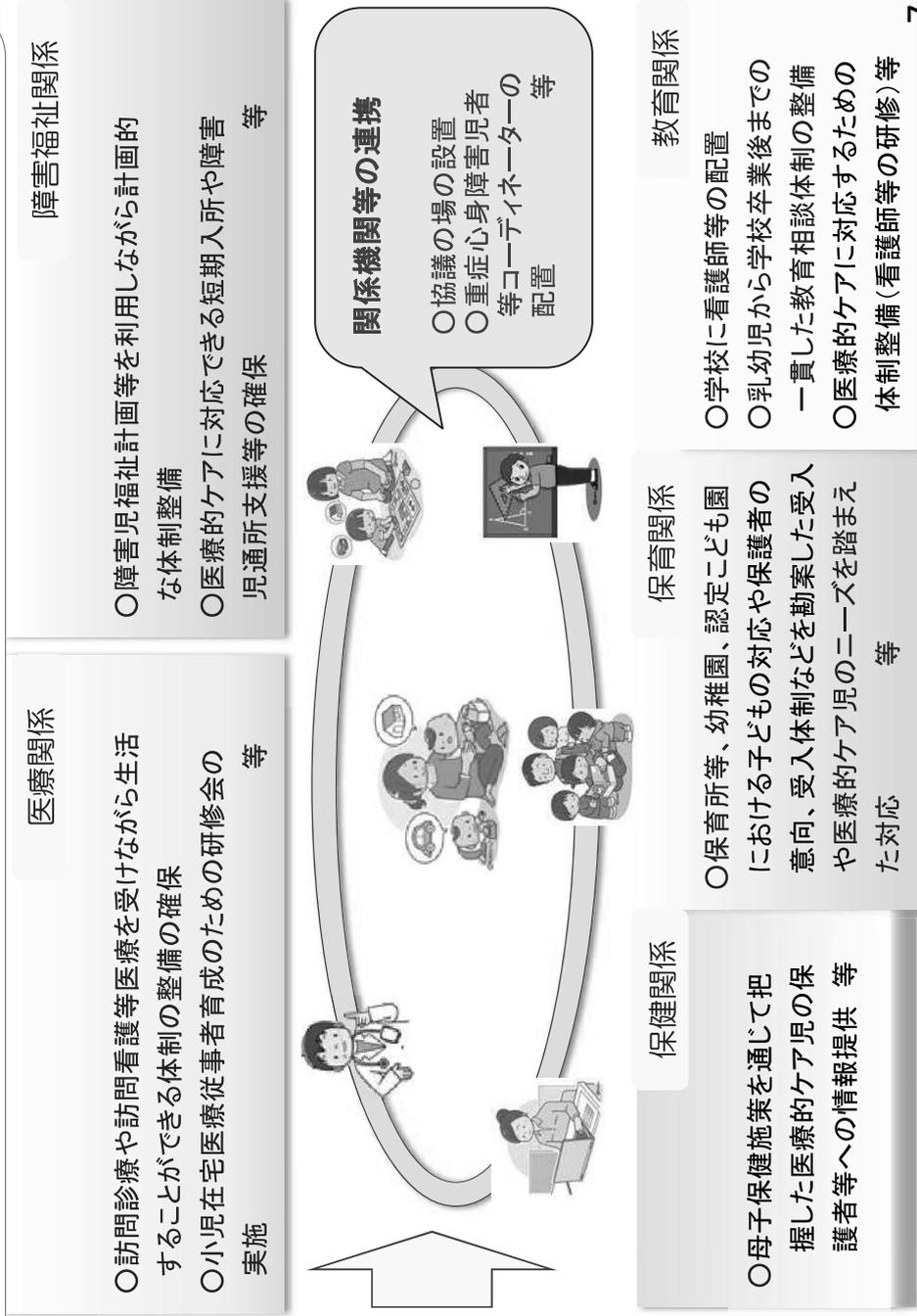
# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けけることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

## 地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進



(別紙)

## 医療的ケア児等総合支援事業実施要綱

### 1 事業の目的

医療的ケア児等総合支援事業は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

### 3 事業の対象

都道府県等が支援を必要と認めた医療的ケア児等及びその家族

### 4 事業の内容

医療的ケア児等の支援体制を整備するため、次の（１）～（５）の事業のうち、いずれかの事業について取組を実施し、複数の事業に取り組むことも可能とする。

#### （１）医療的ケア児等の協議の場の設置

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行うこと。

#### （２）医療的ケア児等支援者養成研修の実施

医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）の養成（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」という。）や地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケ

ア児等への支援に従事出来る者を養成する研修（以下「医療的ケア児等支援者養成研修」という。）を実施すること。

また、医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法第4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。）などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施すること。

### (3) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。

### (4) 併行通園の促進

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業所は、保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行う。

### (5) 医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。例えば、以下のようなことが想定される。

- ・ 家族の負担を軽減するための看護職員の派遣。
- ・ 家族のレスパイトの時間を確保するための医療的ケア児を看護できる体制の構築。
- ・ 医療的ケア児のきょうだい児（以下「きょうだい児」という。）への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援の実施。
- ・ 短期入所における療育機能を強化するための保育士等の派遣。
- ・ 障害福祉サービス等における看護職員配置の基準に達しない障害児通所支援事業所へ看護職員の配置
- ・ 災害時の医療的ケア児等とその家族への支援における対応マニュアルの作成
- ・ その他、医療的ケア児等とその家族が直面する課題に対する、支援の実施。

## 5 留意事項

(1) 4に掲げる事業はすべて都道府県及び市町村で実施可能であるが、事業の性質を鑑み都道府県と市町村で役割分担を行い実施することが望ましい。

(2) 医療的ケア児等の協議の場の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第 89 条の 3 における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

(3) ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者養成研修(以下「研修」という。)について、平成 26 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業」及び平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金「重症心身障害者の支援者・コーディネーター養成研修プログラムと普及に関する研究」において開発した研修プログラム別紙 1、2 の内容以上のものとする。

研修の内容については、実地研修や施設見学を含めることが望ましい。

②都道府県等は、研修を修了した者については、別紙 3 の様式を参考に修了証書を交付し、修了証書番号、修了年月日、指名、連絡先等の必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報に十分な注意を払った上で管理するものとする。

③医療的ケア児等コーディネーターは、市町村など医療的ケア児とその家族が相談しやすい場所に配置すること。

④併行通園を行う医療的ケア児を受け入れる保育所等に対しては、障害児通所支援事業所から保護者の同意を得た上で、当該医療的ケア児等の情報共有を行うこと。

また、都道府県等においても、障害福祉担当と子育て支援担当等の関係者における情報共有を行うこと。

⑤医療的ケア児等とその家族への支援については、地域に障害福祉等サービスを提供する事業者がないなど、医療的ケア児等とその家族が孤立している場合がある。この場合には、都道府県等において積極的に本事業を活用し、医療的ケア児等とその家族に支援を届けること。

## 6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記 4 に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

## 7 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用